

第Ⅳ章 第１期俱知安町生活困窮者自立支援計画

１ 「生活困窮者自立支援計画」とは

生活困窮者支援について考えるためには、生活困窮者とはどのような人を指すのかということから理解する必要があります。これまで政府は高齢者や児童、障がい者などを支援していく法整備や制度の施行を行ってきました。そのような人々にとって、住みやすい国や地域づくりがなされてきましたが、一方では、その枠組みで支援できない生活困窮者が出てきました。生活困窮者とは、下記のような理由で生活に困窮してしまった人のことをいいます。

- ・ 離職後に再就職ができず自信を失ってしまった
- ・ 家族の介護のため収入の高い仕事ができない
- ・ 配偶者のDV被害から逃れたが子どもが幼いため就業が難しい
- ・ いじめなどから学校を中退して引きこもりになり社会復帰ができない
- ・ 家計が管理できず借金がかさんでしまった

このような人々は経済的あるいは社会的な変化によって発生しやすく、特に昨今のコロナ禍において、就業から居住までの相談数の増加が顕著となり、今も一定数の生活困窮者が存在しています。平成27年（2015年）４月から生活困窮者を支援する制度が始まっていますが、この支援のために整備されたのが、生活困窮者自立支援法です。

生活困窮者自立支援計画は、生活困窮者自立支援法の規定を踏まえ各市町村が任意で策定する計画で、本町における生活困窮者の自立支援に関する各種の取り組みに関する方向性を定めるものです。生活困窮者を把握し、適切な支援へつなぎ、その人の暮らしが守られる地域づくりを目指した計画です。

生活困窮者自立支援法（抜粋）

（基本理念）

第２条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

２ 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

（定義）

第３条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

２ この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- （１）就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業
- （２）生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業
- （３）生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

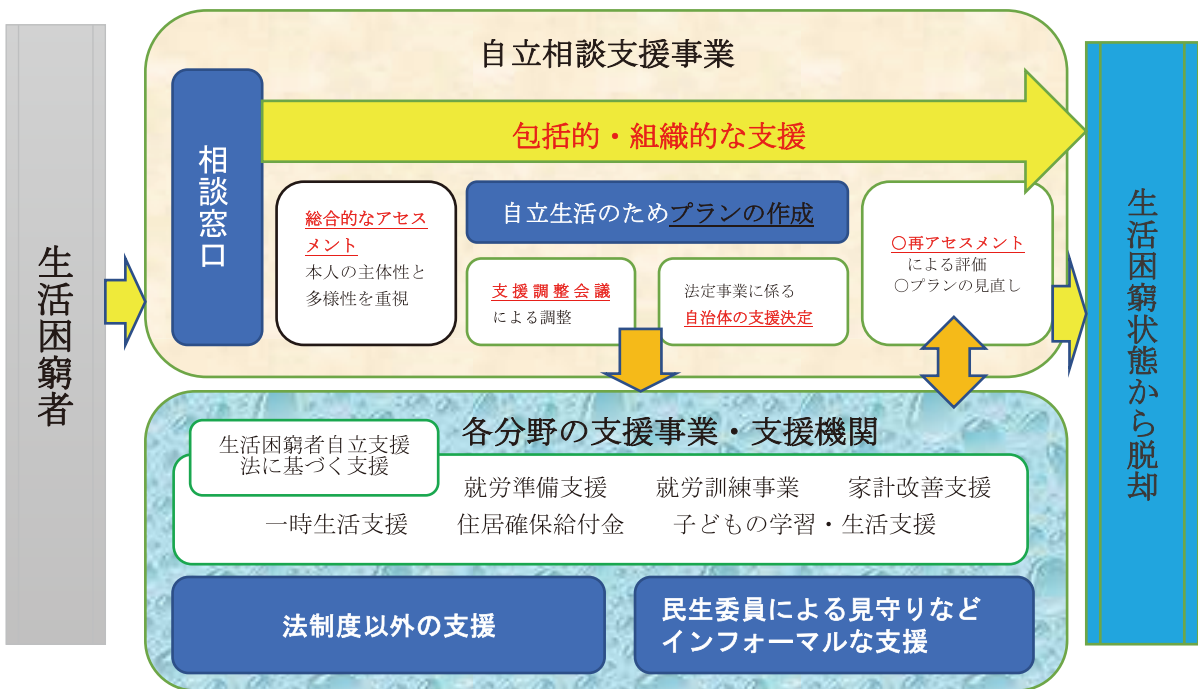
2 計画の位置づけ

本計画は、生活困窮者自立支援法に基づき、国においても生活困窮者の自立支援の方策について、地域福祉計画の中に盛り込むべき事項として通知されており、本町においても、地域福祉計画の基本理念と基本方針のもと、「倶知安町地域福祉計画」の中に位置づけることとしました。

3 生活困窮者に関する現状と課題

(1) 生活困窮者自立支援制度に関する現状 (カッコ内:現時点の受託・協力機関)

必須事業	自立相談支援事業 (くらし・しごと相談処)	支援プランを作成し、就労等の支援を行うほか、必要に応じて情報の提供や関係機関との連絡調整を行う。
	住居確保給付金の支給 (くらし・しごと相談処)	離職により住居を喪失するおそれのある人等に、就労支援を行いながら家賃相当額を支給する。収入などに一定要件あり。
任意事業	就労準備支援事業 (道社会福祉協議会)	一般就労に向けて、生活リズムを整える、他者とのコミュニケーションを図るなどの日常生活・社会生活自立に関する支援や、就労体験の提供を行う等の就労自立に関する支援を行う。
	家計改善支援事業 (くらし・しごと相談処)	家計表を活用しての家計管理、滞納解消や各種給付制度の利用、債務整理等に関する支援を行う。
	一時生活支援事業 (くらし・しごと相談処)	宿泊場所や食事等の提供を行うほか、事業を利用していた人で現在は住居を持つ人な等に日常生活を営むのに必要な情報の提供や助言を行う。
	子どもの学習・生活支援事業 (札幌 NPO 漂流教室)	生活困窮者である子どもに対し、学習の援助等を行う。
	就労訓練事業 (協力機関 小樽宏栄社)	一般企業等で働くことが難しい人に、訓練として就労体験や支援付きの雇用を提供する。道の認定を受けた事業所が実施

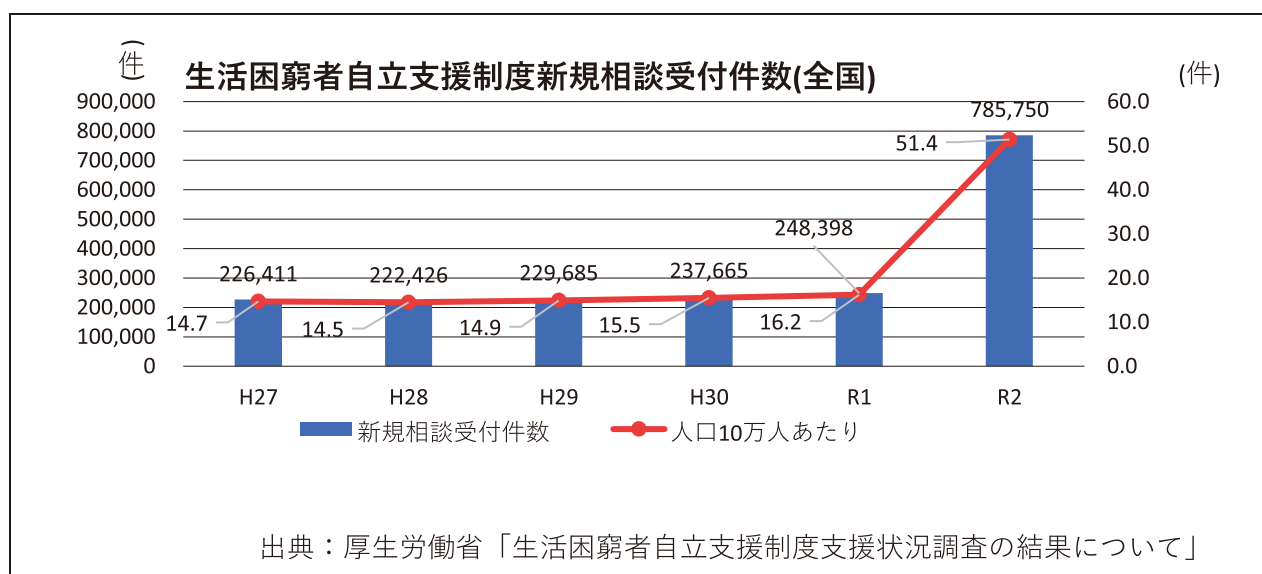
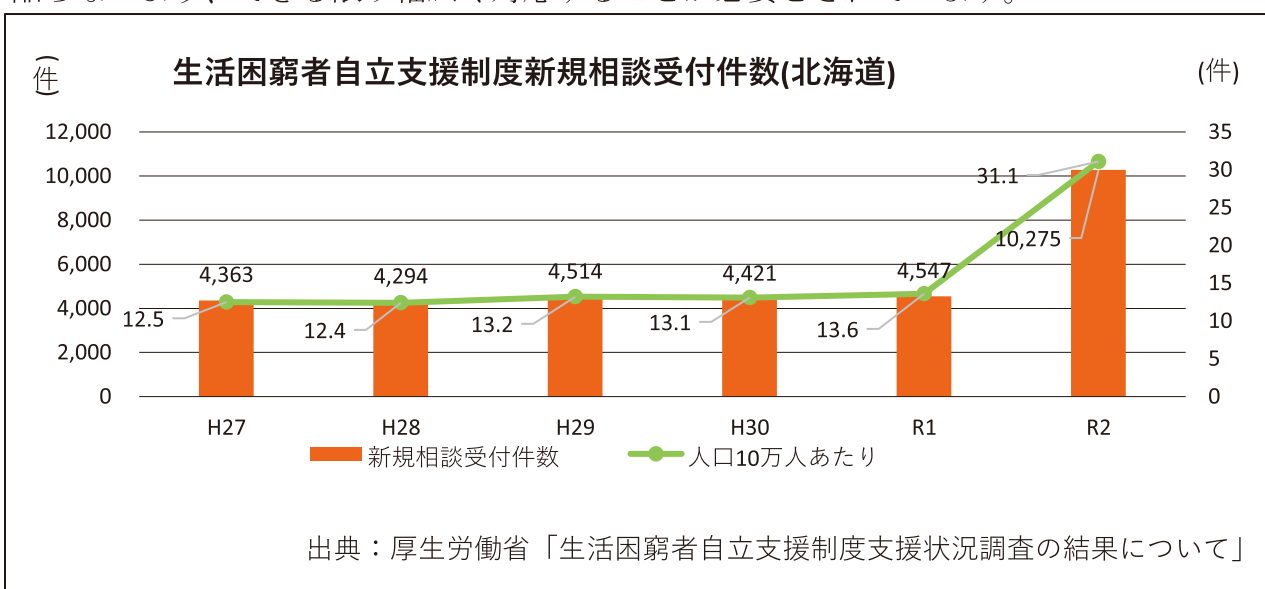


(2) 国の現状

国の報告書によると、生活困窮者自立支援制度がはじまった平成27年(2015年)から令和元年(2019年)までの自立相談支援事業の新規相談件数は、若干の増減はあるものの、横ばいからやや増加傾向となっていました。令和2年(2020年)度には相談件数が一気に増加、前年度に比べ約3.2倍の件数となり、新型コロナウイルス感染症の影響等により仕事を失ったり、減収となってしまった世帯からの相談が急増しました。

相談者の抱える課題は、経済的困窮をだけではなく、就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就労定着困難、債務問題など多岐にわたり、かつ、こうした課題を複数抱える者が存在するなど、生活困窮者の有する課題が複雑かつ多様化しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は今なお続き、生活困窮にとどまらず、複数の課題が複合的に絡み合い、多くの支援を必要としている方が増加しています。自立相談支援事業においては、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要とされています。



(3) 本町の現状

本町はひらふエリアをはじめとしたスキー場地区を中心に急速なリゾート化により、世界各地から見ても投資や経済の面においても魅力あふれる町となり、道内外はもとより、世界各地から若年層を中心とした多くの人たちが本町に移住し、就労しています。

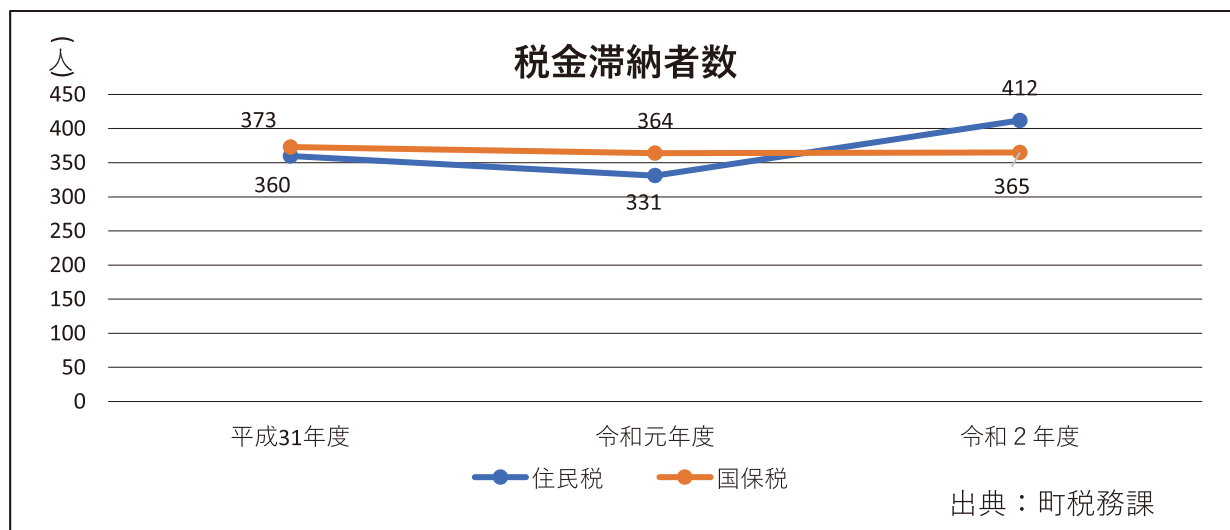
俱知安バブルとも言われ、観光業を中心に時給が一気に高額となり、有効求人倍率も全国と比較しても高水準を維持してきましたが、今般の新型コロナウイルスの影響は観光業が盛んなスキー場地区で顕著であり、働いている人たちの生活を直撃し、若い方を中心に、貯蓄も少ないなか、仕事も給料もなく外国籍の方は言葉すら通じないという状況に陥っています。

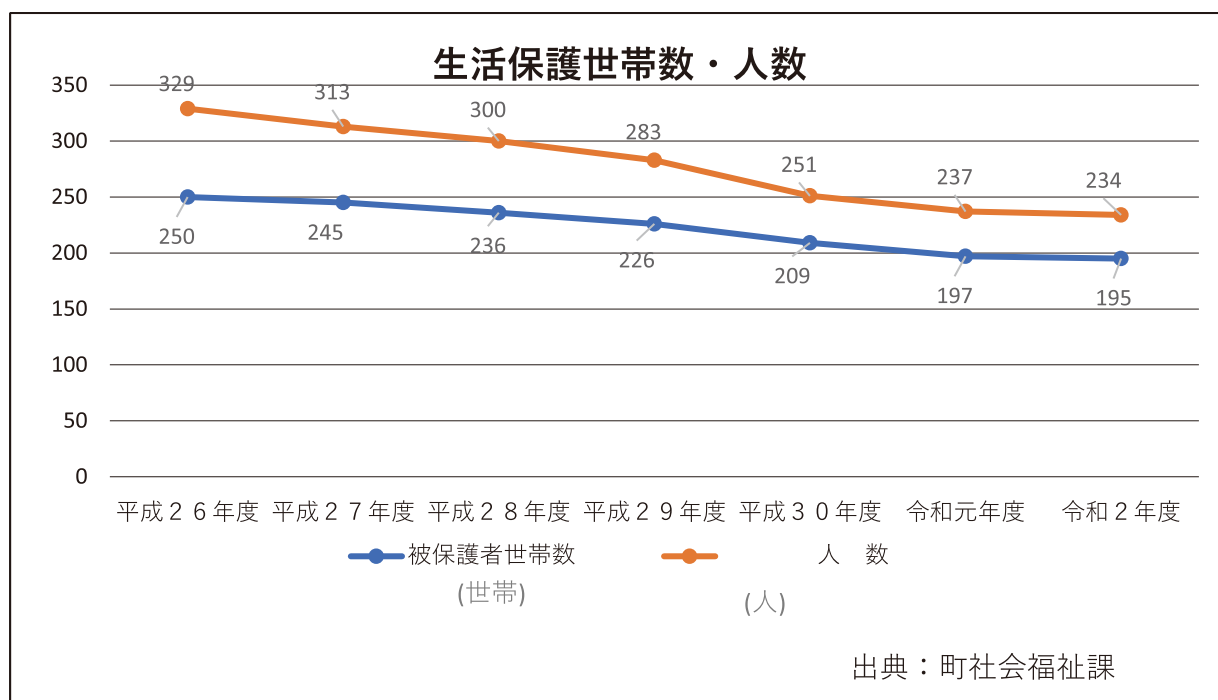
従来、本町では観光業以外の市街地区からの生活相談が中心でしたが、令和2年(2020年)度に急増した相談の多くは、困窮とは縁のなかった、関りのなかったこれらの業種の方々でした。

こうした中でも宿泊施設やアパートの建設が進み、商業、住宅土地価格の上昇は続いています。一部を除き、コロナの影響を受けやすい観光業飲食業を中心とした業種で働く末端の職員にはリストラや給与削減といった現状にあるのです。その多くは、道外、海外を含め、町外に短期間のうちに転居してしまうため、支援をしようとしても必要最小限の部分でしか接することができず、継続的な支援が難しい状況にあります。

また、税金滞納者数をみると、住民税滞納者は令和2年(2020年)度には大きく増加している一方で、国民健康保険税は大きな変化が見られません。過年度の所得を基にする住民税を未納のまま町外へ転出してしまふことが滞納者の増加につながっていると考えられます。

コロナ禍においても生活保護にはセーフティネットとしての役割がありますが、本町の生活保護世帯数・人数はともに年々減少しています。コロナ前には不正受給などが問題視され生活保護廃止の動きがあったことも影響していると考えられますが、コロナ前後では生活保護世帯・人数は変わらず、町内の生活困窮者自立支援事業の新規相談件数が令和2年(2020年)度には110件と激増していることから、この制度を利用することで生活保護を利用せずに生活維持が出来ている人が一定数いることが予測されます。





(4) 生活困窮者自立支援事業の件数

①自立相談支援事業（必須事業）

自立相談支援事業は、生活困窮者の発見・把握という包括的な支援の「入口」となるものです。平成30年（2018年）から小樽市を除く後志管内では、余市町にあるくらし・しごと相談処しりべしが北海道からの委託事業としてその役割を担っており、生活困窮者が抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた自立支援プランを策定するとともに、各種支援が包括的に行われるよう関係機関と協働で支援を行いました。

新規相談件数	平成30年度	令和元年度	令和2年度
倶知安町	7件	10件	110件 うち外国人66件
本町、小樽市を除く後志管内	63件	46件	100件
合 計	70件	56件	210件

（出典：くらし・しごと相談処しりべし）

②住居確保給付金（必須事業）

離職などにより住居を失った、またはそのおそれがあり、収入や資産が一定基準以下の要件の人に対して、家賃の一部を支給します。支給期間は原則3か月、状況により最長9か月となっています。

申請件数	平成30年度	令和元年度	令和2年度
倶知安町	0件	0件	64件
本町、小樽市を除く後志管内	0件	0件	17件
合 計	0件	0件	81件

（出典：くらし・しごと相談処しりべし）

（５）生活福祉資金貸付件数

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを受けることにより自立が見込まれる世帯に自立支援機関と協働して相談、貸付けを行いました。緊急小口資金は最大200,000円、総合支援資金は最大200,000円を原則3か月、状況により最長9か月となっています。

下表の①、②の貸付制度はコロナ特例により保証人が不要、無利子等の要件緩和がとられています。

貸付件数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
①緊急小口資金 （最大 200,000 円）	0 件	0 件	111 件 うち外国人 29 件
②総合支援資金 （最大 200,000 円×3 か月）	0 件	0 件	37 件 うち外国人 4 件
③総合支援資金（コロナ特例延長） （最大 200,000 円×3 か月）	—	—	4 件 うち外国人 0 件
④総合支援資金（コロナ特例再貸付） （最大 200,000 円×3 か月）	—	—	8 件 うち外国人 0 件
合計	0 件	0 件	160 件 うち外国人 33 件

貸付額	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
緊急小口資金	0 円	0 円	18,800,000 円
総合支援資金（延長、再貸付含）	0 円	0 円	14,820,000 円
合計	0 円	0 円	33,620,000 円

（出典：町社協）

（６）生活困窮者を取り巻く諸課題

生活困窮者は、経済的困窮のほか、育児、障がい、病気、介護など複合的な複雑化した課題を抱えていることが多く、子ども、若者、中高年者、高齢者等、全世代、国籍の各分野にまたがり、包括的で継続した相談・支援が的確に行える相談支援体制づくりが必要となります。

また、生活困窮者の複雑・多様な課題に対し、効果的な支援を行うために、生活困窮者支援制度以外の制度や支援施策等の理解も必要となります。

さらに、本町では、冬期間を中心とした短期雇用労働者や外国人居住者の増加に伴い、従来の相談支援体制では、困窮の訴えが適切な相談支援機関に届いていない現状があります。

4 施策の推進の基本的な考え方

(1) 生活困窮者の早期把握

昨今では、生活困窮者が抱える課題が複雑かつ複合化しているため、長期の支援を要する人が増えてきています。そのため、課題が複雑する前の段階で生活困窮者を早期に把握することが重要となります。自立相談支援事業は、生活困窮者の発見・把握という包括的な支援の「入口」となるものです。生活困窮者が抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた自立支援プランにつなげられるよう関係機関と協働で支援を行います。生活困窮者の存在に気がついた行政窓口や関係機関などが自立相談支援にスムーズにつながることができるよう、関係機関との連携を強化していく必要があります。

(2) 生活困窮者への適切かつ効果的な支援

長期間の離職や債務、住まいのことや家族関係、病気やひきこもりなど複雑かつ複合的な課題を抱える人を広く対象としているため、個々の状態にあった自立支援プランを作成し、必要なサービスの提供につなげながら包括的な支援を実施していきます。

(3) アウトリーチ（手をのばす）機能の充実

自ら相談することが困難な方への対応として、電話やメール、FAXのほか、家庭訪問を積極的に行い、誰でもいつでもどこでも相談できるようにアウトリーチ機能の充実強化を図ります。

(4) 関係機関との連携及び外国人居住者への対応

担当課だけではなく、町の関係所管との連携を強化することで、生活困窮者の早期把握につなげ、地域において適切かつ確実に支援へつなぐことができる体制をつくれます。

本町では、北海道から委託を受けて生活困窮者自立支援事業を行っている「くらし・しごと相談処しりべし」をはじめ、社会福祉協議会や民生委員児童委員、関係機関と綿密な連携をとり、地域や社会の中で居場所や役割を発見し、人とのつながりを実感することができるよう、協力体制を強化していきます。

また、本町で生活する外国人の方が、困ったときにどこに相談して良いかわからない、日本語が話せない等、相談に行きつくまでのハードルを取り除くために、外国語対応の本町ホームページ等も活用し、支援内容について「わかりやすく、伝わりやすく、相談しやすく」を目指し、随時改善、更新していきます。

さらに、北海道外国人相談センターとの連携を強化し、通訳対応の協力体制や、支援内容の説明等、相互に共有できる体制を整えます。

今般のコロナ禍により、生活困窮者自立支援事業ではできない支援となるフードバンク等の関係団体と把握と連携を密にしていきます。

5 住民、関係団体、町、町社協の役割

住民	・生活困窮者や支援に関する理解を深め、支援を通じて地域における支えあいの輪を広げる。 ・地域において生活困窮者を把握した場合に、適切な相談先や、地域の民生委員児童委員につなぐ ・行政機関で把握が困難な情報について、近隣住民によるインフォーマル（非公式で私的）な見守り活動と連携して把握する。
関係団体	・さまざまな問題を抱えている方を支援するため、日頃より関係機関の連携をとるとともに、情報共有を行う。 ・生活困窮者が入居する住宅の不動産媒介業者は、必要に応じて住居確保給付金の支給等の北海道が行う支援と連携 ・就労訓練事業を行うため、「くらし・しごと相談処しりべし」と連携した企業、団体の協力
町、町社協	・住民に最も身近な行政機関として、生活困窮者の早期発見・把握、一時窓口としての機能と自立相談支援事業等へのつなぎ ・分野を限定しないあらゆる相談に対応し、「断らない相談」を徹底し、必要に応じ、関係機関と連携を図りながら支援を行っていく。 ・生活保護制度やお金が必要な緊急時に必要な支援が受けられるよう、行政と社協は連携を密にしながら支援に当る。 ・医療、福祉の分野に限らず、学校、教育委員会、就労や税務等の業務においても連携を図り、生活困窮者を把握した場合に、早急に適切な支援に結びつくことができるよう日頃から努める。

6 生活困窮者自立支援に向けた取り組みと数値等目標

（１）生活困窮者の早期把握

数値等目標		
現 状	中 間	最 終
生活困窮者自立支援制度について幅広く周知を行い、関係機関だけではなく、地域の人々が早期に困窮状態を把握し、適切につなぐことができる。	生活困窮者自立支援制度について町内会や地域の民生委員等の会合に出向き、制度の周知を広く行い、困窮者の早期把握につなげる。	地域や関係団体との連携が保たれ、早期に困窮者の把握、支援につなぐことができる。
主な所管部署等	町福祉医療課、町社協	

(2) 生活困窮者の適切かつ効率的な支援

数値等目標		
現 状	中 間	最 終
困窮状態を適切に把握し、本人の生活に合わせた支援を行っていく。	関係機関と協働し、本人の生活に合わせた支援を行っていく。	制度だけの支援ではなく、地域を巻き込んだ支援が行われる。
主な所管部署等	町福祉医療課、くらし・しごと相談処しりべし	

(3) アウトリーチ機能の充実

数値等目標		
現 状	中 間	最 終
本人からの訴えがあった場合のみならず、関係機関からの情報があった場合には、来るのを待つのではなく、率先して状況の把握に努める。	早期に正確な把握に努めるために職員の育成を強化し、迅速かつ適切な支援が行われる。	必要に応じ直ちに相談者宅を訪問するなど、早急に状況を把握することや、関係機関に同行し、情報共有の迅速化につながり、早期支援につなげる。
主な所管部署等	町医療福祉課、くらし・しごと相談処しりべし	

(4) 関係機関との連携及び外国人居住者への対応

数値等目標		
現 状	中 間	最 終
・複数の課題に適切に対応するため、日ごろから関係機関との連携を強化し、情報共有や支援の在り方を検討する。 ・生活困窮者自立支援事業以外のフードバンク、食料支援、子ども食堂などが行われている。 ・北海道外国人相談支援センターと連携し、相談者の訴えを漏れなく把握する。	・関係機関との連携が強化され、困窮者の早期発見にもつながり、早急に対応できるようにする。 ・法定外支援のフードバンク等の事業把握と連携する。 ・長期滞在者や日本国籍取得者も制度の理解がしやすいよう関係機関への周知や協働して支援できる体制づくり強化する。	・連携の強化を地域にひろげ、地域ぐるみでの見守りや支援が行われるよう関係機関に制度内容を周知できるように支援をしていく。 ・法定外支援のフードバンク等の事業把握と連携し強化する。 ・外国人がすぐに相談できる体制を整える。わかりやすい広報により外国人がスムーズに相談できる。
主な所管部署等	町医療福祉課、くらし・しごと相談処しりべし	